








業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	企画係長	管財主任	施設管理
						

仕様書

(令和7年度 水質検査)

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊

作成年月日

令和7年1月 21 日

仕様書

- 1 件名 令和7年度水質検査
- 2 概要 陸上自衛隊湯布院駐屯地及び日出生台演習場の水道法による水質検査及び水質汚濁防止法による水質検査
- 3 共通事項
 - (1) 水質検査の試料の運搬収集は駐屯地あるいは演習場にて回収するものとする。
 - (2) 水質検査結果書を委託者に水質検査終了後、速やかに一部送付するものとする。
 - (3) 水質検査結果に水質変化があった場合、結果書送付前に委託者に速やかに通報することとする。
 - (4) その他の事項については担当官と協議し了承を得るものとする。
 - (5) 水質検査の業務の全部又は一部を別の者に再委託する内容の委託契約を締結しないこととする。
- 4 特記事項（水道法による水質検査）
 - (1) 国土交通大臣及び環境大臣の水道水質検査登録機関であること。
 - (2) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に従って試料の回収、運搬を速やかに実施するものとする。
 - (3) 水質検査の根拠となる書類、水質基準項目に関する品質管理の認証取得やこれに類する取り組みの状況に関する書類、また必要に応じ検査機関への立ち入りを実施し水質検査が適正に行われているかの確認が出来ることとする。
 - (4) 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の指標菌、クリプトスポリジウム、ジアルジアについても水質検査が出来るものとする。
 - (5) 環境省実施「水道水質検査精度管理に関する調査の結果」において、平成26年度から令和5年度の結果で【第1群評価】が得られていて、内部精度管理も定期的の実施している資料の提出、確認が出来るものとする。
 - (6) 水質検査の項目、回数については別紙第1から別紙第5のとおりとする。
- 4 特記事項（水質汚濁防止法による水質検査）
 - (1) 水質測定方法は水質汚濁防止法に基づく指定計測法とするものとする。
 - (2) 排水水質検査項目は COD（化学的酸素要求量）、TN（窒素含有量）、TP

(りん含有量)について濃度の計測を、おこなうものとする。また、大腸菌については数量の計測を、おこなうものとする。

- (3) 排水水質検査の項目は、別紙第6のとおりとする。
- (4) 排水水質検査の回数については、別紙のとおり予定を基本とするものとする。

令和7年度
湯布院駐屯地及び日出生台演習場 水質汚濁防止法による排水水質検査年間予定表

No.	項目	実施予定月												合計回数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	日出生台演習場 COD（化学的酸素要求量）※	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	51
2	日出生台演習場 TN（窒素含有量）※	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	51
3	日出生台演習場 TP（りん含有量）※	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	51
4	日出生台演習場 大腸菌数	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4
5	湯布院駐屯地 大腸菌数	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	5

※ No.1, 2, 3の項目は週一回の検査として基本的にこの回数を予定数量とする。